



○長野県教育委員会告示第1号

平成7年長野県教育委員会告示第3号(長野県宝等の指定)による長野県無形文化財(お六櫛くし)の指定及びその保持者の認定は、当該長野県無形文化財の保持者として認定を受けた川口助一が平成15年1月27日死亡したので、文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第20条第5項の規定により解除されました。

平成15年2月13日

長野県教育委員会

文化財・生涯学習課